

診療所等賃上支援金 実績報告対象職種一覧

医科・歯科診療所	訪看 S T	薬局
・看護職員等（保助看+準看）（歯科除く） ・40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師 ・事務職員 ・看護補助者（歯科除く） ・薬剤師（歯科除く） ・歯科衛生士（歯科のみ） ・その他の対象職種（リハビリ職等）	・看護職員等（保助看+準看） ・リハビリ職（※1） （理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） ・理学療法士（※2） ・作業療法士（※2） ・言語聴覚士（※2） ・事務職員 ・看護補助者 ・その他の対象職種	・40歳未満の勤務薬剤師 ・事務職員

（※1）リハビリ職について常勤（換算しない）10人以上を雇用している場合は必ず記載

（※2）それぞれの職種について単独の賃金表がある場合は必ず記載。